

市区町村別集計項目（推進体制等）

															福井県	
															市区町村数	17
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有		問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						9	13	11				16				
18	201	福井市	女性活躍促進課	1	1	1	1	男女共同参画社会をめざす福井市条例	2003年3月28日	2003年4月1日		福井市第6次男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
18	202	敦賀市	市民協働課 男女共同参画室	1	1	1	1	敦賀市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		第4次つるが男女共同参画プラン	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
18	204	小浜市	コミュニティ支援課	1	2	1	1	小浜市男女共同参画推進条例	2002年9月30日	2002年10月1日		第3次おばま男女共同参画プラン	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
18	205	大野市	行政経営部総務課	1	2	2	1	大野市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次大野市男女共同参画プラン	2021 ～ 2030	1	1	
18	206	勝山市	未来創造課	1	2	2	2	男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進条例	2006年9月26日	2006年10月1日		みんなが活躍できるまちかつやまプラン～男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進基本計画～	2022 ～ 2031	1	1	
18	207	鯖江市	ダイバーシティ推進・相談課	1	2	1	1	鯖江市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第5次鯖江市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
18	208	あわら市	市民協働課	1	2	1	1	あわら市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第2次あわら男女共同参画プラン	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	
18	209	越前市	市民協働課ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	越前市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次越前市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
18	210	坂井市	結婚応援課	1	2	1	1	坂井市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第2次坂井市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1	
18	322	永平寺町	永平寺町教育委員会 生涯学習課 男女共同参画室	2	2	2	2				4	第三次えいへいじ男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	2	
18	644	池田町	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	池田町特定事業主行動計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	2	
18	404	南越前町	総務課	1	2	2	1	南越前町男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		第3次南越前町男女共同参画計画(推進プラン)	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
18	423	越前町	総務課	1	2	1	1	越前町男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		越前町男女共同参画基本計画第2次えちぜん男女共同参画プラン	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
18	442	美浜町	まちづくり推進課	1	2	2	1				4	第4次美浜町男女共同参画推進計画 はあとふる愛・あいプランIV	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
18	481	高浜町	住民生活課(三松センター)	1	2	2	2				4					2
18	483	おおい町	住民窓口課	1	2	1	1				4	第4次おおい町男女共同参画プラン	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
18	501	若狭町	総合政策課	1	2	2	1				4	第3次若狭町共同参画プラン	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					施設管理		事業運営											
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ 他	直 営	指 定 管 理 者	そ 他	
			5							1	4	3	1	1	4	1	0	
18	201	福井市	福井市男女共同参画センター		910-0858	福井市手寄1-4-1 アオッサ5階	776201537	776201538	https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jinken/danjo/danjo-c.html		○	○				○		
18	202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター		914-0051	福井県敦賀市本町2丁目1番20号	0770-23-5411	0770-23-5662	https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/cityhall-facility/shiyakusho_shisetsu/shiminsekatsubu/tsurugashiminkyodouk.html		○	○				○		
18	204	小浜市																
18	205	大野市																
18	206	勝山市																
18	207	鯖江市	夢みらい館・さばえ		916-0021	福井県鯖江市三六町1丁目4番20号	0778-51-1722	0778-51-7830	https://yumesaba.sakura.ne.jp/index.html	○				○			○	
18	208	あわら市																
18	209	越前市	越前市男女共同参画センター	あんだんて	915-0071	福井県越前市府中一丁目11番2号 市民プラザ [※] 11階(3階)	0778-24-4446	0778-22-7497	https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/130030/danjokyodosankaku.html		○	○				○		
18	210	坂井市	さかい男女共同参画センター		919-0592	福井県坂井市坂井町下新庄1-1総合政策部結婚応援課内	0776-43-9535	0776-66-2935	https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kurashi/danjokyoudou/sankaku_center/center_gaiyou.html		○				○	○		
18	322	永平寺町																
18	644	池田町																
18	404	南越前町																
18	423	越前町																
18	442	美浜町																
18	481	高浜町																
18	483	おおい町																
18	501	若狭町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 府 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 (2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設)														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 期間 の 定 め が な い 職 員	非常勤 (雇用 期間 の 定 め が あ る 職 員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			5					5	5	3	4	1	2	3	0	1	
18	201	福井市	福井市男女共同参画センター	2007年4月1日	1	3	894	○	○				○				
18	202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター	2004年4月1日	7	2	6,534	○	○	○	○	○		○			
18	204	小浜市															
18	205	大野市															
18	206	勝山市															
18	207	鯖江市	夢みらい館・さばえ	2002年4月1日	3	2	14,719	○	○	○	○		○	○		○	LGBTQに関する理解・促進事業
18	208	あわら市															
18	209	越前市	越前市男女共同参画センター	2001年8月1日	1	2	5,280	○	○		○			○			
18	210	坂井市	さかい男女共同参画センター	2024年4月1日	1	0	1,090	○	○	○	○						
18	322	永平寺町															
18	644	池田町															
18	404	南越前町															
18	423	越前町															
18	442	美浜町															
18	481	高浜町															
18	483	おおい町															
18	501	若狭町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				9		9	1	11.1	13	1	7.7	8	0	0.0	8	0	0.0	3,665	113	3.1
18	201	福井市	1998年3月16日	男女共同参画都市福井宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							1530	85	5.6
18	202	敦賀市	2005年6月28日	敦賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							130	1	0.8
18	204	小浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							148	1	0.7
18	205	大野市				1	1	100.0	1	0	0.0							209	3	1.4
18	206	勝山市	2007年10月27日	勝山市男女共同参画社会都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							112	0	0.0
18	207	鯖江市	2008年11月30日	鯖江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							154	5	3.2
18	208	あわら市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	0	0.0
18	209	越前市	2005年12月26日	越前市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							252	3	1.2
18	210	坂井市	2012年11月17日	坂井市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							435	15	3.4
18	322	永平寺町	2010年8月7日	永平寺町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	89	0	0.0
18	644	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
18	404	南越前町	2010年11月13日	南越前町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	74	0	0.0
18	423	越前町	2007年12月1日	越前町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	123	0	0.0
18	442	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
18	481	高浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
18	483	おおい町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
18	501	若狭町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード												
			問8-1			問8-2						(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																			
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち を 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 性 委 員			女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち を 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 性 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他
							682	552	9,055	2,853	31.5																							
		小計																																
18	201	福井市	42.0	2027年3月		102	99	2,199	779	35.4	1.地方自治法第180条の5)に基づく委員会 2.法律・条例に基づく審議会等 3.規則・要綱に基づく審議会等	61	59	1,712	596	34.8	6	5	53	13	24.5	54	6	11.1	55	6	10.9	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	
18	202	敦賀市	30.0	2026年3月		39	31	438	102	23.3	地方自治法(第202条の3及び第180条の5)に基づく審議会等	33	27	411	96	23.4	6	4	27	6	22.2	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1		
18	204	小浜市	40.0	2026年3月		61	52	894	256	28.6	1.法律により設置されている審議会等 2.条例・規則等により設置されている懇談会・会議等 3.要綱等により設置されている懇談会、会議等	33	30	482	122	25.3	6	5	26	8	30.8	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1		
18	205	大野市	30.0	2031年3月		68	56	845	195	23.1	法律又は政令により設置されている審議会等、市条例又は規則等により設置されている会議等及び市要綱等により設置されている会議等	31	26	373	74	19.8	6	4	46	9	19.6	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1		
18	206	勝山市	40.0	2031年3月		53	37	694	212	30.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、要綱・要領等に基づく審議会等	23	16	259	59	22.8	6	5	29	7	24.1	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1		1		
18	207	鯖江市	40.0	2025年3月		65	61	963	340	35.3		11	10	161	35	21.7	6	5	35	8	22.9	24	4	16.7	25	4	16.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1		
18	208	あわら市	40.0	2025年3月		46	39	510	164	32.2		29	25	334	111	33.2	6	4	30	6	20.0	19	3	15.8	20	3	15.0	2	2025年3月31日	1		1		
18	209	越前市	40.0	2027年3月		31	31	611	232	38.0	条例等に基づく審議会等	24	23	530	201	37.9	6	6	31	8	25.8	37	8	21.6	38	8	21.1	1		1		1		
18	210	坂井市	40.0	2031年3月		50	45	591	192	32.5	1.地方自治法第180条の5)に基づき市が設置する行政機関 2.地方自治法第138条の4、または第202条の3)に基づき市が設置する執行機関の付属機関 3.1以外の付属機関で、規定・要綱に基づき設置するもの	33	30	377	116	30.8	6	5	36	7	19.4	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1		
18	322	永平寺町	40.0	2027年3月		56	0	0	0		地方自治法第202条の3、第180条の5、町独自委員会等	47	35	433	153	35.3	5	5	27	7	25.9	19	4	21.1	20	4	20.0	1		1		1		
18	644	池田町				0	0	0	0			9	7	97	26	26.8	5	2	19	2	10.5	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1		
18	404	南越前町	40.0			26	24	268	79	29.5	法律又は政令により設置されている審議会、法律により設置されている委員会等	19	18	212	57	26.9	5	4	23	5	21.7	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1		
18	423	越前町	33.0	2025年3月		40	35	478	154	32.2	町の政策・方針決定する各種審議会等	16	15	197	56	28.4	5	2	38	2	5.3	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1		
18	442	美浜町	35.0	2028年3月		29	27	398	104	26.1		11	9	129	29	22.5	5	3	33	6	18.2	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1		
18	481	高浜町				0	0	0	0			18	17	188	48	25.5	5	2	32	5	15.6	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1		
18	483	おおい町	40.0	2028年3月		16	15	166	44	26.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	16	15	166	44	26.5	5	3	28	4	14.3						1		1		1			
18	501	若狭町				0	0	0	0			20	15	225	51	22.7	5	3	36	8	22.2	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1		

調査表4－4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

福井県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)				
															13	13	309	125	40.5	2	1	6	1	16.7						
		福井市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		敦賀市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小浜市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大野市													4	4	72	33	45.8	0	0	0	0	0.0						
		勝山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鯖江市													2	2	73	32	43.8	0	0	0	0	0.0						
		あわら市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		越前市													3	3	86	34	39.5	0	0	0	0	0.0						
		坂井市													4	4	78	26	33.3	2	1	6	1	16.7						
		永平寺町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		池田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南越前町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		越前町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美浜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高浜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		おおい町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		若狭町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況							問11-5																																																																																																																																																																																																																																																													
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 機 関 管 理	うち				調査 時 点 コ ー ド	その他																																																																																																																																																																																																																																																																				
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数	女性 比 率	うち一般行政職		部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職		次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職		課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職		係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職				係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職			うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 	

調査時点		議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）																				
都道府県	市区町村	市	区	町	村	道	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
								問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。		問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）				
道	府	県	市	区	町	村	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
								6		1の合計	17	0	16	1			16	16	16	16	15	9
道	府	県	市	区	町	村	名	3		2の合計	0	14	1	14			0	0	0	0	1	0
								1		3の合計	0	3		2			0	0	0	0	0	0
道	府	県	市	区	町	村	名	7		4の合計	0	0					1	1	1	1	1	0
1	201	福井市					1	福井市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	福井市議会	1	2	1	福井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	202	敦賀市					1	敦賀市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 市長は、職員の申請に基づき、法令等に抵触するおそれなく、かつ、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものにおいて、精神的な負担の軽減を図るためにやむを得ない場合に旧姓の使用を認めることができる。	敦賀市議会	1	2	1	敦賀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	204	小浜市					2		小浜市議会	1	2	1	小浜市議会会議規則 第1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第82条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週第1節 総則間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	1	
1	205	大野市					2		大野市議会	1	2	1	大野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	206	勝山市					4		勝山市議会	1	2	1	勝山市議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	207	鯖江市					1	鯖江市職員旧姓使用取扱要綱 第3条職員は、市長の承認を受けて、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。	鯖江市議会	1	3	1	鯖江市議会会議規則 第2条および第2項 第2条 議員は、疾病、出産その他事故公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

道	区	府	町	県	村	区	町	コ	コ	イ	イ	ド	ド	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
																問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			</

都	市	市	市	市	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道	区	府	町	区	町	村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。									議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

調査時点																		議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
都道府県	市区町村	市	区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っているか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
福井県	越前市	区	市	町	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																			2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
道	区	府 町	区	問12－8	問12－9	問12－10	問12－11			問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1			
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。			
県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
									2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容										
1	481	高浜町		4	4	2							2	2	3	1	高浜町議会議員の旧姓の使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この規定は、高浜町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)(により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する婚姻等の前の戸籍の氏(「旧姓」という。)を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(別記様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、または議員としての活動上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 (旧姓仕様の使用廃止) 第3条 議員は、旧姓の使用を廃止しようとするときは、旧姓使用廃止届出書(別記様式第2号)を議長に提出しなければならない。 (使用の責務) 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するにあたって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (疑義の決定) 第5条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。 附 則 この規定は、公布の日から施行する。		2		
1	483	おおい町		4	4	2							2	2	2	4		2			
1	501	若狭町		4	4	2							2	2	2	4		2			